

井上ひさし『東慶寺花だより』を読む

高木 侃

1 はじめに

引き続き、縁切寺研究者としての立場から、井上ひさしの『東慶寺花だより』（文藝春秋刊）を読み解いていきたい。本書は東慶寺へ駆け込む、さまざまな女性を描いたものであるが、舞台は駆け込み女の世話をした御用宿・柏屋で、その見習い番頭の中村信次郎二三歳が主人公である。

前回の付記に述べたが、井上の本小説は東慶寺へ駆け込む女性、その夫や関係者が織りなす人間模様を描いて妙であり、まず、2014年正月歌舞伎座の「初春大歌舞伎」で、新作歌舞伎「東慶寺花だより」（井上ひさし原作）として上演された。1月2日には、NHKのEテレで、その前半部分が生放映された。新作で、初日の舞台という初物尽くしであった。の「梅の章 おせん」、の「桜の章 おぎん」と今回取り上げる第5章「花槐の章 惣右衛門」の三話をまとめて舞台化したもので、女性のたくましさを軸に構成された舞台上、新作世話物として定着、人気を博することを予見させる内容であった。テレビでは初日とあって病人を診察する聴筒ききづつに現在の聴診器を用いて、笑いを誘っていたが、後日観たときは徳川時代の聴筒を使っていた。

その後、これを原案として、原田真人監督・脚本による松竹映画「駆け込み女と駆出し男」が5月16日に劇場公開された。井上のものを原案として¹⁾映画化されたもので、娯楽作品として、すこぶる愉しめるものになっている²⁾。

本稿では第三話「花菖蒲の章 おきん」から第五話「惣右衛門」までを取り上げる（98～191頁）³⁾。一・二話に続いて三・四話も寺法離縁で決着をみる事例であり、ここでは小説にあらわれた寺法離縁、それに対する井上の理解と東慶寺における寺法離縁の実態等々に及ぶ。

2 花菖蒲の章 おきんの駆け込み

御用宿・柏屋には、柏屋で扱った、女の駆け込みから、取り調べ、夫方との交渉過程と内済の成立、内済離縁拒否による寺入り、年季中の扶持料など金銭、離縁と下山にいたる詳細を冊子にして保存した「書類蔵」があった。いわば駆け込み先例集の保存庫である。その冊子には、検索の便に供するため紙札が付けてあり、中村信次郎は、そこに「鉄練りのお金」をみつけて、冊子を開く。おきんは駆け込みのとき二歳、夫の名は山元屋重蔵、ときに二六歳だった。

出雲国の人で若いころから砂鉄採取と鉄練りに通じた、きんの祖父・金兵衛が三〇歳のとき鎌倉の刀鍛冶に腕を買われて、鎌倉に居を構える。鉄練りとは、砂鉄採取の後に舟形の炉に砂鉄と炭を入れ、炉の両側に取り付けたふいごから風を送り、炭を燃やし、それで砂鉄を熔かして、鉄をつくる。おきんは早くに両親を亡くしたので、鉄練りにあたって、ふいごからの風送りの極意を会得した「風の金兵衛」と異名をとった祖父の仕事場を遊び場として育った。おきんは自然と鉄練りに一番重要な「風の道」に強い興味を抱くようになり、おまえが男だったら大した仕事師になれるのにと、祖父を嘆かせたほどであった。おきん一三の春、新たに鉄屋を始めた山元屋の指南役に雇われていた金兵衛が、風邪をこじらせて、あっさりあの世に旅立つ。おきんは山元屋の下女として引き取られた。

ある時、仕事場にお茶を運んで行ったおきんが、職人頭の動作におもわず、声をあげ、「砂鉄より、もっと炭を注いで」と口走る。男の仕事に女が口を出すんじゃないと、職人たちに殴られそうになったが、山元屋の主人が止めて、ものはためしと、おきんに指示を仰ぐ。おきんはあやしいほど真剣な顔で、

「……こっちに炭三貫、そっちに二貫五百、そうすれば、きっと真ん中に風の道ができるわ。炭を注いだら、親の仇でも取るつもりで、死に物狂いで、ふいごを踏んでください」(112頁)

その威厳あるもの言いの通りにすると、炉全体が生き物のように唸り始め、三日後、その炉から、これまでにない、質のいい鉄が出た。それから主人は、仕事場へおきんを必ず伴った。

それから五年。おきんは山元屋の後継者・重蔵の妻になった。重蔵二三、おきん一八の春であった。夫婦仲はうまくゆかず、おきんが重蔵をなじると、「おまえは、この山元屋の屋台骨と夫婦になったのさ」ととりあわない。二年後山元屋の主人が亡くなり、葬式がすむと、重蔵がその正体をあらわし、町内の料理茶屋に入り浸り、芸者・星月夜にうつつをぬかす。茶屋にでかけ、さとしもするが、「おれにおまえは要らないが、山元屋にはお前の腕がいる」とうそぶき、いつも炉の傍を仕事場にするおきんの顔の火脹れをあざ笑う。離縁を求めると、盃や御膳が飛んでくる始末である。

おきんは離縁を決意して東慶寺へ駆け込んだ。在寺している間に、実直な漁師・清市がおきんを見初め、周辺の人たちの善意で、年季明けで、離縁＝下山の当日、重蔵の離縁状を受け取った後に、直ちに婚礼をあげる段取りとなり、三三九度の盃ごととも終わった。ところが、漁師の潮かぶれ（日焼け）と見えたのは実は火脹れ、しかも漁師なのに鯨^{はげ}の焼干しの卸値も知らない。中村信次郎は清市が重蔵の所の鉄練り職人で、これが二人で企んだ「にせの婚礼」だったことを見破る。そこで、おきんは再び離縁を覚悟し、簪を東慶寺に向けて投げるのであった。あとわずか一尺で届かなかったが、庭にいた柏屋主人源兵衛夫婦の一人娘お美代が拾い上げ、ぼいっと東慶寺の寺内に投げ込んだ。これで駆け込み成就。

3 寺法離縁状 小説のなかと実際

山元屋重蔵が二四か月の年季が明けて持参した寺法離縁状が、おきんの章に書かれている。小説のなかでは唯一の寺法離縁状で、以下の通りである（ルビ略、124～125頁）。

離別一札之事

お金儀、この度不縁仕り候、
後日何方え縁付き申され候共、
一切構無御座候、
仍如件

鎌倉十四力村の内、長谷村

山元屋重蔵 爪印

文化七年五月七日

東慶寺御用宿 柏屋源兵衛殿

とあり、井上は「作法通り^{みくだりはん}三行半に書かれた離縁状」として、ここでは一般的な離縁状を掲げている。しかし、東慶寺で一般的な三行半を用いるのは「内濟離縁」のときであって、在寺二四か月後の寺法離縁の場合には、特殊な寺法離縁状を用いた。

寺に二冊残存している『御寺法』という種々の証文「書式集」がある。これによれば、寺法離縁状の雛形は以下の通りである（ここでは蔭涼軒本と寺役人石井の控本のうち、蔭涼軒本から引用した）。

差上申一札之事

一私妻誰、御山内え駈入、離縁御寺法奉願上候二付、御聞濟之
御〔御奉書、石井本〕法書被成下拜見仕候、委細奉畏候、以後右之女何方え嫁
候共、少も構無御座候、為後日連印差上申候処、仍如件
右之通少も相違無御座候

何 丁

名主 誰 印

寺法離縁状は「御山内（東慶寺のこと、高木注）え駈入」って、「離縁御寺法」を願ったこと、その上「御法書（御奉書）」をくだされ拜見したことを明記する内容となっている。さて、実際の寺法離縁状はどうであったろうか。管見の限り、おきん寺法離縁の時期、文化七（1910）年の寺法離縁状は二通あるが⁴⁾、ていの事例を掲げる（上包は省略）。ていの駆け込みについては、関連文書はなく、この寺法離縁状一通が残存するのみで、詳細は不明である。

差上申一札之事

一私妻てい、
御山え駈入、離縁御寺法奉願上候二付、御届之
御 奉 書被成下拜見仕、委細奉畏候、以後右之
女何方え嫁候共、少も構無御座候、為後日連印
差上申処、仍如件

米沢町三丁目

善兵衛店

文化七年年二月六日 夫 清 五 郎[㊦]
家 主 善 兵 衛[㊦]
五人組 文 蔵[㊦]

右之通少も相違無御座候

名 主 喜 左 衛 門[㊦]

鎌倉松ヶ岡

御所様

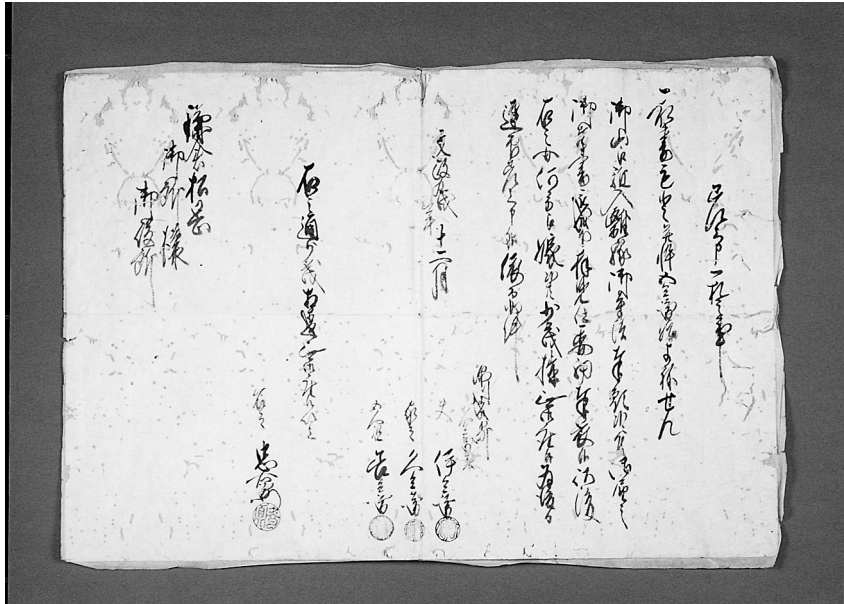
御役所

雛形との内容の相違は、ただ一つ、御聞濟之御奉書が「御届之」になっているだけである。しかもその他の寺法離縁状をみても「御聞濟之」はなく、いずれも「御届之」である。寺法書（御奉書）の内容をうけて、夫が離縁について異議なきときは「以後障りなき書付」、つまり離縁状に判形をすることを要求し、「慈悲の寺法」であるから、念のため「届」る形式になっている。そこで「御届之」の文言になったものであろう。このように寺法離縁状は、独特な文言からなり、夫のほか、家主・五人組が連署加印し、名主が奥書して、松ヶ岡御所様御役所、つまり東慶寺あてに提出するものであった（小説では御用宿主人柏屋源兵衛あてになっているが、誤りということになる）。川柳に「何よりの記念名主で判を押し」（文化二年⁵）は上のことを語るものといえよう。

時代はやや下るが、寺法離縁状の特徴がわかるように、写真のみを次頁に掲げた。

本文冒頭に「一私妻もと并悴五兵衛娘よね・せん」とあって、孫二人を連れての駆け込みだった、珍しい事例といえる。

井上は、寺法離縁と寺法離縁状について事実と異なる理解をしているが、拙著を相当読み込んでいたので、誤解というより、むしろ話の筋立てを面白くするため、史実と異なる描き方をしているが、このことについては「岩菘の章 おみつ」の項で、あらためて述べる。



文政九年江戸深川森下町伊兵衛妻もと寺法離縁状

4 東慶寺における再駆け込み

おきんは、離婚（下山）当日婚礼をあげた清市が漁師ではなく、実は鉄練り職人であり、先夫と馴れ合っの「にせの婚礼」だったことに気づき、ふたたび簪を投げ込んで駆け込みを成就。おきんは再度駆け込み、清市との離縁を求めたことになる。果たしておきんは離縁できたのか。すなわち、東慶寺は再駆け込みを受け入れたのか、事例を追ってみよう。

文政六（1823）年七月二六日の引取状によれば、芝金杉裏（現・東京都港区）から駆け込みのゆきは、醜業を強いたと思われる夫が「此上万事相慎ミ和合第一、勿論見苦敷奉公躰一切為致申間敷」と詫びていったんは帰縁（復縁）する。しかし、数日後には再び駆け込んだ。夫が詫びて帰縁したが、やはり「不和合」故に、今度は帰縁から七日後の八月四日に内済離縁で引き取られている（87・88）⁶。

また万延元（1860）年八月武州久良岐郡本牧村（現・神奈川県横浜市）六平の娘かよは、夫三平が横浜へ転宅して借財が高み、妻かよへ無断で金子才覚に出かけ帰宅しなかった。これをかよは「置去」にされたものと思い詰めて駆け込んだ。たしかに平生夫が誠実であれば、かよが「置去」などと誤解することはなかったと思われるが、この駆け込みはかよの「心得違」として同月一四日下げ願で、いったんは帰縁になる。しかし、妻が疑心暗鬼

になるような状況は改まらなかったようで、翌万延二年二月二八日かよは、再び駆け込んだ。再度の駆け込みはよくよくのことで、夫三平が直ちに呼び出され⁷⁾、追々日延べの上翌三月五日に内済離縁が成立する。その済口証文によれば、正月に生まれた小児はこれまで妻実家で世話していたが、その女子は夫三平が引取、離縁状と持参の品々はかよ方で受け取ることで決着した。このことからかよは初めの駆け込みの時にすでに五か月の妊婦だったわけであり、よほどの事情があつての駆け込みだったに違いない (463～468)。

このように、東慶寺の再駆け入りは、初めは帰縁し、二度目の駆け入りのときに離縁したものであった。井上禅定師は、文化五 (1808) 年閏六月の円覚寺から東慶寺へ申し渡しの箇条のうち、つぎの

一欠入女共寺法急度相守らせ申すべく候、若し不埒の取沙汰有之者は先規通り嚴重に仕置致さるべく候、

附たり、内済離縁の者は宿番は勿論、其外篤と相糺し下げ申すべし、重ねて登山は許容致すまじく候、

を引用され、「重ねて登山」すなわち、内済離縁で実家に戻った女が再婚して、また離縁願で駆け込むことは許されなかったのである。内済離縁でさえ二度の駆け込みは許されなかったのであるから、寺法離縁の場合は勿論のことであったとされている⁸⁾。小説おきんの場合はいったん離縁した後の二度目の駆け込みであるから、東慶寺では実際は拒否したに相違ない。結局、東慶寺が扱う離婚は、一人の女について一度だけということなのである⁹⁾。川柳の「どら女房うらまで返す松が岡」(天明元年)は、松ヶ岡には「うらを返す(廓言葉で二度目のこと)」ようなどら(毒=淫蕩)な女がいたと詠んでいるが、実際にはこのようなことはなかったのである。

もっとも、井上は再駆け込み禁止のことに気が付いたものか、後の「石路の章 おゆう」では、見習い番頭の中村信次郎にかく語らせている。

「くどく言うようですが、東慶寺さまにも寺法というものがあって、再駆け込みは御法度なのです」(318頁)

「そうなんですよ、おゆうさん。あなたは去年の春まで御寺内で寝起きなさっていた。そして二十四ヶ月間のお勤めをりっぱに済ませて下山なさった。だからよくごぞんじの

はずですが、おゆうさんのように一度駆け込んだ女は二度と駆け込みはできません」(319頁)

「二度も駆け込むようでは、よほどのいたずら者が淫蕩者いんとうものにちがいない。東慶寺さまはそう考えて、再駆け込みを禁じておいでなんです」(320頁)

信次郎は再駆け込み禁止の寺法と二度も駆け込むような女はいたずら者が淫蕩者だからであると、その理由を述べている。

5 岩菘の章 おみつ 駆け込み女の入れ替わり

駆け込み女を抱きとめる夫、私に代わって簪を門内へ投げてくださいと頼まれた信次郎が簪を投げ入れる。これで駆け込み成就、信次郎がかかわったので、柏屋の扱になる。すぐに「浅草瓦町の油屋山形屋茂兵衛の売り子今朝治の女房のおみつでございます」と入ってきた。

元来、おみつの父は春日部で油屋を営んでいたが、その父は一〇年前、風邪がもとで床につく。その飲み薬を取りに行った妹おせつがふっと消えて行き方知れずになる。間もなく父が亡くなり、母はまたいとこの山形屋を頼って江戸に出る。その母も「おせつを探しあててくれ」と言い残して、亡くなる。さがす手掛かりは右足首の紫色のあざ。

おみつは市中を歩き回るのが仕事の今朝治と所帯を持つ。あるとき今朝治が吉原のおいらんが病氣静養をする療養寮で、おせつを見つける。今朝治が聞きただすと、始末屋にさらわれたという。

吉原の始末屋とは、文無しや勘定の足りない客がいると、お出ましになる。

「勘定に一両、足りないという客がいる。すると始末屋は、見世からこの客を、たとえば、半額の二分に割り引かせて買い取る。……見世の主人とすれば、二分でも金がとれたから、まあいいやってわけだ。一方、始末屋の方は、客が一両、都合するまで、すっぱんよろしく食らいついて歩く」(156頁)

こうして始末屋は二分儲けるわけと井上は解説している。しかも、ときに女衞も兼ねていた。おせつはこれにさらわれて吉原にいた。

そのおせつにご執心の殿様がいた。これでは茂兵衛に頼んで身請けもままならない。一計をめぐらし、姉おみつの身代わりに妹おせつが駆け込み、その間は実のおみつが身を隠し通すというものだ。毎日鱈を売りに来る棒手振り女の後をつけて、信次郎はこのカラクリを見破るが、今朝治夫婦と妹おせつに加勢して、知らないそぶりをきめこむ。

そこへ始末屋・近江屋三八たちが登場する。おいらんを油売りの女房に仕立て上げ、縁切寺へ駆け込ませたと、決めつけ、おいらんを出せと脅しにかかる。信次郎はからだの芯からこみあげてくる怯えと震えをさとられないように努めて、まくしたてる。

東慶寺を松ヶ岡御所と呼ぶのは五代目の住職（院代さまとあるのは誤り、163頁）が後醍醐天皇の皇女であること、さらに権現様御声懸りの寺、だから「東慶寺に訴え出るとは、帝に、そして將軍家に、直に声をかけるのと同じ所業になる。立ちどころに斬首です」と権威で押し、人を売り買い、ときに人をさらったりもする始末屋を見せしめに、油を撒いて火を付けるという。それなら火あぶりの刑だという三八たちに、

「いまの南町御奉行の根岸肥前守さまが五年前になさった判決があります」（164頁）
「ある商人が、わずかの手違いで身代を失い、一人の娘を連れて裏長屋住まいの身になった。悪いことには悪いことがつづいて、商人は病の床についてしまった。そのとき思い出したのが、以前、ある男に用立てた十両の貸金。あの半分でも返してもらえれば、葉餌代はもとより日々の生計も立つ。そう思いついて娘に証文をもたせて男のところへつかわした。娘は取次ぎに出た手代に証文を渡して吉左右^{きつそう}を待っていたが、なんの答えもない。催促すると、そんな証文なぞ受け取ったこともないと云い張って、取り合ってくれない。娘はどうしたのでしょうか。……男の家に火を放ったのです。さて根岸さまはこの一件をどうお裁きになったかということ、娘は火あぶりの刑に処されました」「あたりめえよ」（という三八に）

「男には、借金十両のうち、五両を即金で、残りの五両は、毎年一朱ずつの年譜で返済するようにお命じになった。一年に一朱ずつ、五両、返済するとなると八十年かかるが、すべて返済したところで、娘を火あぶりの刑に処する。……おわかりですか、結局のところ、娘は八十年間は無事、つまり無罪同様になったのです。わたしはこれと同じお裁きをお願いするつもりです」（165頁）

信次郎は行灯を手元に引き寄せ、油をありったけ持ってくるよう怒鳴る。三八に油をか

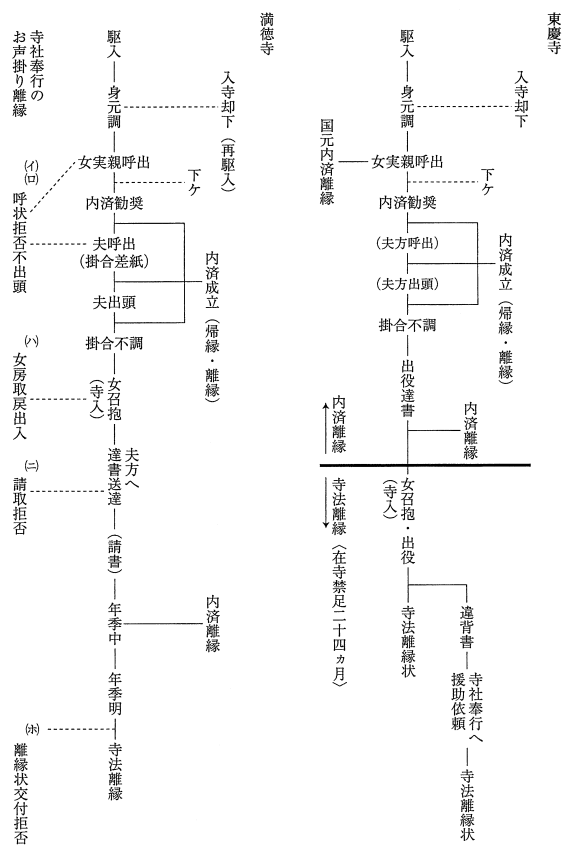
け、火を付けると脅して退散させる。この話のクライマックスである¹⁰⁾¹¹⁾。なお、根岸肥前守が町奉行に在任したのは、寛政一〇年一二月から文化二年一二月（1798～1815）であったから、この物語の時期に相当し、しかも根岸鎮衛はいろいろな奇談・怪談や武士や庶民の逸事を集めた『耳袋』を編纂した人物で、好個の奉行を登場させたといえる。また平岩弓枝の『はやぶさ新八御用帳』（講談社刊）では、準主役の役回りを担っている。

6 東慶寺の寺法離縁手続き 井上の理解

これまでみてきた「おせん・おぎん・おきん・おみつ」の駆け込みはいずれも寺に二四か月滞在して離縁を達成させる「寺法離縁」である。井上は二四か月たった年季明けに夫を呼出して離縁状を差し出させると考えている。これは満徳寺の寺法離縁の取り扱いで¹²⁾、東慶寺の取り扱いは全く異なる。この小説が扱う時代は文化年間で、東慶寺の寺法変遷過程の中で寺法完成期にあたるが、その手続きを略述すれば、以下の通りである。

図解¹³⁾をみてわかる通り、東慶寺の特徴は、内済離縁と寺法離縁が、「出役（出張）」の有無によって、はっきりと区別できることである。まず、駆け込み女があれば、一通り取り調べた後、妻実家の者

を呼び出す。出頭した親には娘の復縁を説得させるが、これに女が同意しなければ、親は夫方と交渉し解がえられれば、内済離縁の成立である。なお、東慶寺の呼び出しを受け、直ちに夫と交渉して内済離縁になることもあり、これを「国元内済」という（このとき妻



東慶寺・満徳寺縁切寺法図解

方は離縁状を持参して女を引き取るために出頭するわけである)。夫が離縁に不承知のときは、寺法による離縁を願う。これで東慶寺役人の派遣、つまり出役となる。もっともいきなり寺役人が出張しても、夫が他行して留守ならば無駄になるので、あらかじめ夫支配の名主に対して出役の期日を通知して、夫本人を足留めしておくようにと連絡する。これが「出役達書（他行留之達書）」である。

この達書は出役の期日を予告する目的で送達されるが、むしろ夫にこの大事を知らしめて、出役を待たずして、内済離縁させる効果を狙った。東慶寺ではときに達書は菊桐金紋つきの御状箱に入れて差し出したので、これをみた夫は恐れ入って、ほとんど離縁状を出したのであり、普通の内済に対してこれは「出役達書後内済離縁」という。出役になって寺法書を拝見すれば、寺法離縁になって足掛け三年の在寺という大事になるので、出役達書受理の段階で多くは内済が成立したのである（なお、内済にあたって、夫方関係者を寺へ呼び出して説得することもあった）。

東慶寺の内済離縁状は、普通の離縁状である。先の『御寺法』（書式文例集）には、「此度其方望二付、離縁致候、然ル上は何方え嫁候共、一切構無之、為後日離縁状仍如件」という書式が載せられている。縁切寺への駆け込みによる離縁は、妻の望み（願い）によるのであるから、「望二付」の離婚理由はまさにぴったりといえる。

ところで、東慶寺の内済離縁にあつては、離縁状本紙は夫から妻に渡され、寺で写しを取った（ときには写しが提出された）。管見の限り、寺に差し出した離縁状（普通は写しだが国元内済は写しではない）と夫から妻に渡した離縁状本紙の両方が残っている事例が一例ある。安政三（1856）年相模国高座郡遠藤村（現・神奈川県藤沢市）百姓源左衛門娘ゐろの事例で¹⁴、夫弥四郎から妻ゐろに渡された離縁状本紙を次頁に掲げた（筆者所蔵）。

代表的な「我等勝手二付」の離婚理由で、四行に書かれている。東慶寺の内済離縁にあつては、夫から妻へ交付された離縁状本紙のほかに、もう一通離縁状の写しが作成された（ここでは寺に夫の書いた二通目が提出された）ことが実例によって確認される。

出役達書後も、夫が内済離縁状を出さないときは、いよいよ東慶寺役人の出役になる。このとき、寺役人は寺法書を持って、夫支配の名主方へ出張して、掛かり合いの夫などの関係者一同を立ち会わせて、寺法書を名主へ渡して読み聞かせる。寺法書には東慶寺が「古来より御免の寺」であり、それにもとづく「慈悲の寺法」が強調されている。寺法書はかならず菊桐金紋つきの御状箱に入れられて、夫方に届けられた。東慶寺の権威の端的な表現である。

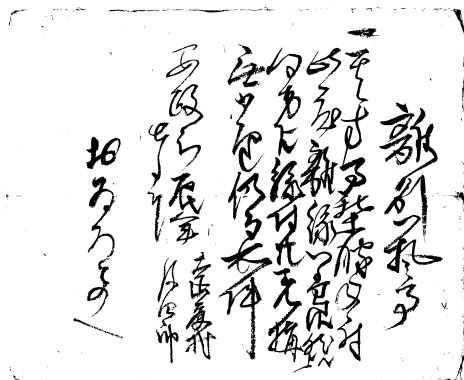
離別一札之事

一 其方事、我等勝手ニ付、
此度離縁いたし候、然ル上
何方え縁付共、差構
無御座候、仍て如件

安政三辰年 遠藤村

七月八日 弥四郎

おるろとのへ



るろ内済離縁状

ところで、出役の場合に、夫のとるべき手段は二つある。その一つは、寺法にしたがって、直ちに離縁状をしたためることである。先に紹介した「寺法離縁状」で、「御届之御奉書」つまり出役が持参した寺法書を拝見した、「御寺法」にもとづく離縁であることが明記されている。

もう一つは、離縁状を書くことはできないこと理由を添えた「違背書」を差し出すことである。夫が寺法に違背して、離縁状を出さないときは、寺では寺社奉行所へ吟味を願い出る。奉行所では夫を「仮牢入」をもって脅したのであるから、いかに強情な夫であっても離縁を承伏せざるをえなかった。夫は寺法を拒否した心得違いを詫げる文句を入れた寺法離縁状を差し出すことになる。

東慶寺の特権による寺法離縁であるから、内済離縁のように女はすぐに下山できず、二四か月間は在寺を要するのである。この二四か月の在寺禁足期間は、いわば制裁的寡居期間といえるが、この期間満了時に東慶寺の寺法による離婚が成立し、駆け込み女は下山するのである。夫については、離縁状交付の時点で離婚の効果が発生し再婚の道が開かれるが、妻については、駆け込みから二四か月経過してようやく離婚の効果が発生するのである。つまり夫と妻とでは、離婚の効果発生時が異なり、二四か月の隔たりがある(夫婦双方同時に離婚の効果が発生する満徳寺と著しく相違するところである)。夫権優位のタテマエにあって妻から離縁請求したからには、それなりの「苦勞なる勤め」つまり、二四か月の在寺が必要とされたのであるが、二四か月も経過すれば、かりに夫の妻への執着も解消するとの側面をもったとも考えられる¹⁵⁾。

7 東慶寺の寺法離縁証明書——信州塩尻てるの事例

延享二（1745）年六月の「寺例書」（17）によれば、以前は寺に入寺し年限を勤めれば、縁は切れ、離縁証文を夫から差し出させることはしなかった。ところが、下山した女に元の夫が難渋を申しかけ、出入りに及んだ。そこで寺社奉行永井伊賀守は、東慶寺の寺法を知らない元の夫が異議を申すようなことが、この先もあろうから、「向後親并夫方え東慶寺役者より相届、急度離縁状為差出」るようにと命じたので、それ以降は「縁切証文并親元之証文」を取ることにしたとある。永井直敬は元禄七年一月より宝永元年一〇月の間（1694～1704）、寺社奉行であったから、以後「夫方え東慶寺役者より相届」つまり寺法書を届ける出役と寺法離縁状受理の縁切寺法が確立、かつ実施されたものと思われる¹⁶⁾。

ところで、寺法離縁状は松ヶ岡つまり東慶寺あてに出された。寺あての離縁状を下山する女に渡したとは考えられないので、どのような手続きであったろうか、安政三（1856）年のてる一件が明らかにしてくれる。

てるは信濃国筑摩郡堀之内村（現・長野県塩尻市）名主金左衛門娘で、てるの生家は当時八〇石ほどの持高、屋敷内に蔵が五棟もある豪農で、「雀おどり」とよばれる棟飾りが特徴の「本棟造り」の屋敷が今に残り、重要文化財に指定されている。村内の六右衛門から強く懇望されて結婚するが、しばらくして江戸へ出、嘉永元（1848）年牛込馬場下横町（現・東京都新宿区）友吉店に住む。ここの名主小兵衛が夏目漱石の父である。一度は信州にもどるが、離縁をきりだされた夫六右衛門はてるを「手込二いたし馬二乗せくゝり付」て再び江戸へ引きもどす。いろいろのことがあって（詳細は略す）、安政三年五月二日てるは東慶寺に駆け込む。内済にならず、出役、夫の町奉行への訴え、夫違背後の寺社奉行からの召喚をへて寺法離縁となる。妻実家の金だけが目当ての性悪な夫に対して、ご大家の間知らずのお嬢さんといったカップルの結末である¹⁷⁾。

二四か月在寺して離婚が成立したてるは、寺役人の発行する、寺法離縁状写し（離婚証明書）（次頁に掲げた。名主金左衛門のご子孫堀内伸二氏のご所蔵である。）をもらって下山した。寺宛の寺法離縁状は寺で保管するのが先例で、その「写書」を女に渡すことで離縁の証しとする旨を寺役人が明記した。これで下山にあたって寺法離縁の手続きがはじめて明らかになった文書である。

五右衛門文左衛門

一私妻てる義去五月廿一日御山内え駈入、縁切之義相願候二付私方へ御出役相成、御寺法之御利解御座候所、全心得違仕、相拒候二付、此段其筋え被仰立二相成奉恐入候、然ル処心得違之段先非後悔仕、偏二御詫申上、古来より御寺法之義二御座候間、右女離縁仕候、然ル上八何方え嫁候共、聊相構無御座候、為後日町役人加判離縁状如件

安政三辰年十月廿三日

松ヶ岡御所

御役所

本下文とて申上、右女に申言先例とて申上、此段其筋え被仰立二相成奉恐入候、然ル処心得違之段先非後悔仕、偏二御詫申上、古来より御寺法之義二御座候間、右女離縁仕候、然ル上八何方え嫁候共、聊相構無御座候、為後日町役人加判離縁状如件

當寺役人

幸由法公常

てる寺法離縁証明書

差上申証文之事

一私妻てる義、去ル五月廿一日御山内え駈入、縁切之義相願候二付私方へ御出役相成、御寺法之御利解御座候所、全心得違仕、相拒候二付、此段其筋え被仰立二相成奉恐入候、然ル処心得違之段先非後悔仕、偏二御詫申上、古来より御寺法之義二御座候間、右女離縁仕候、然ル上八何方え嫁候共、聊相構無御座候、為後日町役人加判離縁状如件

牛込馬場下横町

友吉店定一郎事

安政三辰年十月廿三日

当人 六右衛門

家主友吉頼二付代兼

五人組 新兵衛

同断 義兵衛

名主小兵衛代

鎌倉

太助

松ヶ岡御所

御役所

右本文之通り六右衛門より差出候、本書先例之通り

当山え取置、写書相渡し申候、以上

当 寺 役 人

幸 田 弥 八 郎[㊦]

当時はできるだけ紛争を回避するという観念が発達していた。出役後に直ちに（違背しても間もなく）夫から寺法離縁状を受領してあるので、上の写しを持って、離縁＝下山する。このとき先夫とは会うこともないので、この件でゴタゴタすることはなかったのである。井上は史実とは異なり、離縁＝下山のときに夫に寺法離縁状を提出させることで、夫婦間の確執を描きたかったものであろう。

8 花槐の章 惣右衛門 男の駆け込み

花槐の花弁が散る季節、三六、七の、頑丈な躰の、眉の濃い、ゴマ塩の無精髭をはやした男が東慶寺への駆け込みを試みていた。実は下総国国分寺の近くで酒造業を営む国分屋の入り婿惣右衛門であった。そこに居合わせた信次郎が、東慶寺は妻方からの離縁請求しか扱わないことを説明すると、男はがっかりして地べたへ座り込んだ。柏屋の娘お美代の声に、女房の声かと不安がる始末。女房どのが探しに来ても白を切っかばって差上げるという、源兵衛の言葉に、「こんなに女房をこわがっている亭主はいなかったでしょうなあ」という惣右衛門に、縷々女の強さを柏屋一同が語って聞かせる。

「この世が始まって以来、ずうっと強いつばなしなんです。昔からの言い伝えを思い出してごらんさい。たとえば、男は天下を動かし、女はその男を動かす。こうおしゃったのは西行法師だそうですよ」（178 頁）

「女は地獄の使い」（179 頁）

でも「女は三界に家なし」というのではないかとの惣右衛門の問いに、そこに来合せていた江戸の版元・翫月堂主人が「それは男の哀しい願いでしょう。いわばこの世の建前で、女が強すぎるから、そんな願いごとをいうと説く。結句、「女にすたりなし」「女と塩ものには余りものがない」と。

惣右衛門は小僧上がりの三番番頭、骨惜しみをせず、帳面調べにはじまる店の切り盛り、しかし、食事はお勝手の板の間、いまも小僧時代からの「惣公」と呼ばれ、奉公人部屋で寝、さらに女房は川向こうに若い男を困っている。女房によほど惣右衛門はきらわれているに違いない、これでは離縁と決心して、女房に伝えると、一言「だめ」と。惣右衛門はさんざん愚痴る。

これを聞いた信次郎は男女あべこべの話を思いつく。女の位があまりに高くなったので、世の中の男がそろって女に見向きをしなくなる、すると女の値打ちが下がり、そのうち女が自分の陰気に自家中毒、「男日照り病」にかかるという話だ。

そうこうするうち、東慶寺の門前で、追ってきた女房に会ったとたん、惣右衛門はごめんなさいとあやまり、迎いの駕籠に押し込まれて帰っていった。柏屋一同は怒るやら、あきれやら。

この章は、「男の駆け込み」¹⁸⁾がテーマで、実際には駆け込みず、結局女の強さ、遅しさが描かれ、井上の江戸時代女性観の一端がよみとれる話になっている。

註

- 1) 2014年9月の関係者だけの試写会では、「井上ひさし原作」とあったが、さすがに井上の原作とは内容が大いに異なり、「原案」で落ち着いたものであろう。
- 2) 筆者も乞われて映画に係った。一〇数項目にわたって助監督からアドバイスを求められたが、採用されたものは、視覚的に重要な細部、寺役人の紋所、離縁状には朱肉は用いないことなど、わずかであった。にもかかわらず、エンドロールには、「縁切寺監修」として筆者の名があったので、気恥ずかしく、やや誇大ではないかと固辞したが、メディア向けのパンフレットに「江戸時代の離婚事情と縁切寺」を書き、「駆け込み女が離婚するまで」の図解を提供した。さらに映画館用プログラム（表紙とも56頁）に「江戸時代の離婚事情と縁切寺」をそのまま転載（46～47頁）、図解「駆け込み女が離婚するまで」（26頁）はより詳細にし、あらたに「豆知識」（40～41頁）の取材にも応じた。具体的な質疑応答と、縁切寺の実態や図解を提供したことが監修にあたることで、プロデューサーの意向に従った。なお、本稿では、映画の内容等にはふれない。
- 3) 本稿での引用は、入手しやすい文春文庫本（2013年5月）によった。
- 4) 東慶寺現蔵文書（53）と小丸文書（895）であるが、ここでは小丸文書を引用した。二通とも虫損があるので、参考のため別の寺法離縁状の写真を掲げた（本稿6頁）。なお、（ ）内の数字は、拙編著『縁切寺東慶寺史料』（平凡社、1997年2月）の史料番号である。
- 5) 川柳は（ ）に出典を入れるのが通例であるが、本稿ではこれが詠まれた時期を明記するにとどめた。
- 6) 井上禅定『駈入寺』（小山書店、1955年10月）175頁以下。小丸俊雄『縁切寺松ヶ岡東慶』

- 寺史料』(私家版、1960年5月)133頁以下。
- 7) 東慶寺で夫を呼出すのは、極めて稀なことであった。本事例も帰縁後、再駆け込みという特殊な事情によるものだったのである。拙稿「安政二年江戸八丁堀岡崎町重蔵娘「まつ」寺法離縁一件 筆写本「鎌倉松岡東慶寺来由」の紹介」(『専修大学法学研究所紀要 39』2014年3月)参照。
 - 8) 井上禅定『駈込寺 東慶寺史』(春秋社、1980年6月)335頁。
 - 9) 満徳寺の場合も再駆け込みは原則禁止であるが、特別に寺社奉行へ伺って許可されることもあった。拙著『縁切寺満徳寺の研究』(成文堂、1990年12月)228頁以下参照。
 - 10) 映画「駈込み女と駈出し男」でも見せ場になっていた。
 - 11) 井上はこの話の素材を「大岡政談」によったのではないか。自身「秘本大岡政談」のシリーズ化を試みているが、第三話で終えてしまった(『井上ひさし中編短編小説集成 第七巻』岩波書店、2015年4月)。あるいは井上は落語にも造詣が深かったと思われるので、落語をヒントにしたものかもしれない。円生はその全集(青蛙房)のなかで、大岡政談に加賀屋四郎右衛門と駿河屋三郎兵衛の対決した話にホボ同じネタのあることを紹介している。落語は「帯久」といい、もともとは上方の話で、米朝も演じ、東京では円生が演じ、談志も円窓も志の輔も演じている {<http://ginjo.fc2web.com/117obikyuu/obikyuuu.htm> (2015/07/07) より}
 - 12) 比較のために満徳寺の手続きも掲げたが、内容にはほとんどふれていない。満徳寺には、足掛け三年(二五か月)たって、夫が寺法離縁状を天保三年六月一八日に提出した事例がある。その折夫は頑強に離縁を拒絶したが、それでは事件は寺社奉行に係属することになり、関係者の出府等時間と金がかかることになるので、有力者が介入して夫を説得するため、いずれは再縁の世話をすると証文を渡す。夫はそれを頼りに、妻への執着から、四年余も先妻を追い掛け回し、ようやく天保七年一〇月に不縁内済する「ふさ」の事例がある。この一件が寺法完成期で二五か月在寺した唯一の寺法離縁で、他は在寺中に後妻縁談等で夫が離縁状を差出し「年季中内済離縁」になったのである(拙著『縁切寺満徳寺の研究』(成文堂、1990年12月)241頁、269頁以下参照)。
 - 13) 拙著『三くだり半と縁切寺』(吉川弘文館、2014年12月)119頁。
 - 14) 前注13)『三くだり半と縁切寺』121頁以下参照。
 - 15) 前注12)『縁切寺満徳寺の研究』358頁。
 - 16) 前注6)『駈込寺』116頁以下。
 - 17) 拙稿「漱石と縁切寺東慶寺(正・続)」(『関東短期大学 国語国文』第3、4号、1994年3月、1995年3月)。
 - 18) 大正時代、女房と別れたいと東慶寺に駆け込んだ男性がいたそうであるが、説得して返したことがあるという話を禅定老僧からお聞きしたことがある。